○総務省告示第百八十五号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失ったので、同規則第百六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月三十日

総務大臣　林　芳正

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の効力を失った年月日	指定に係る放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
泰阜村	第SE008１―００６８号	令和七年三月二十八日	長野県下伊那郡泰阜村
青木村	第SE００００１―００００１号	令和七年三月三十一日	長野県小県郡青木村

○総務省告示第百八十六号

政党助成法（平成六年法律第五号。以下「法」という。）第六条第二項において準用する法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の令和七年七月二十九日を基準日とする届出事項の異動の届出があったので、法第六条第二項において準用する法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月三十日

総務大臣　林　芳正

政党の名称	異動事項	旧	異動年月日
国民民主党	所属国会議員の住所	愛知県愛知郡東郷町白鳥二―一六―一八	令和七年十一月一日
	新	愛知県長久手市桜作一二一五	
	日野紗里亜		

苅田テレビ共聴施設組合	第KS００００２６―００００２５号	令和七年三月三十一日	福岡県京都郡苅田町大字堤、大字光国、大字馬場、大字南原、大字苅田、京町１丁目、２丁目、神田町１丁目、富久１丁目、２丁目の各全域
福江ケーブルテレビ株式会社	第KS０００８６―００００８４号	令和七年三月三十一日	長崎県五島市（旧福江市）
南苅田テレビ共聴施設組合	第KS０００９８―００００９６号	令和七年三月三十一日	福岡県京都郡苅田町富久町２丁目、大字尾倉、大字集、大字新津の各全域
阿南市	第SK０００１―００００１１号	令和七年三月三十一日	徳島県阿南市
野路の里自治会	第CG０００５６―００００５１号	令和七年四月一日	広島県呉市郷原野路の里１丁目の全域
美原さつき野テレビ共同受信施設管理組合	第KK００１１６―００１１０号	令和七年四月十六日	大阪府堺市美原区さつき野西１～３丁目、さつき野東１～３丁目の各全域
伊達市	第HK０００２８―００００２７号	令和七年十月一日	北海道伊達市大滝区（旧大滝村）
浦川テレビ共同受信施設組合	第TK０００１７―００００１７号	令和八年一月三十一日	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川の一部
揖斐テレビ共同受信施設組合	第TK０００１５―００００１５号	令和八年二月二十日	岐阜県揖斐郡揖斐川町極楽寺の全域、三輪、大光寺、上ミ野、上南方の各一部